

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和3年8月18日（水） （午前・ 午後 ） 3時 開会 （午前・ 午後 ） 4時30分 閉会
開催場所	市役所本館6階第1会議室
議長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、 岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民）【7人】（敬称略、五十音順）
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	議題(1) 青木福祉部次長兼地域福祉課長、東後地域福祉課長代理、 長野地域福祉課政策係長【3人】
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、北川法務コンプライアンス課長 代理兼コンプライアンス係長、南係員、竹林係員 【4人】
開催形態	公開 / 非公開
議題（案件）	(1) 単身高齢者名簿の提供について (2) その他
配布資料	・ 議題(1) 諮問資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	【開会】
事務局	<p>本日の委員の出席状況について、委員7人のうち、出席委員は7人で、欠席委員は0人である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p><事務局職員の紹介></p> <p>本日マイクを設置しているため、発言される際にマイクのボタンを押していただくようお願いする。</p> <p>本日の事務担当課からの諮問件数は1件である。</p> <p>この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を依頼する。</p>
岡田会長 事務局	<p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>いません。</p>
	【議題(1)単身高齢者名簿の提供について】
岡田会長	<p>それでは、本日の審議に入る。議題(1)単身高齢者名簿の提供について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いする。</p>
事務局	<p>本日の諮問事項は、茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号に係る保有個人情報の外部提供の可否についてである。本件は、実施機関が住民基本台帳に記録された情報に基づき作成した単身高齢者名簿を年1回程度、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会に提供し、その内部組織である地区福祉委員会も含め、情報を共有することについて、審議会へ意見を求めるものである。</p> <p>事務局の説明は以上である。</p>
岡田会長 地域福祉課	<p>次に、担当課から説明をお願いする。</p> <p><以下諮問書及び諮問参考資料の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p>
岡田会長 安尾委員	<p>担当課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> <p>(諮問書に)提供する個人情報の項目というのがあって、氏名、住所、年齢とあり、次に生年月日とあるが、この利用目的からすれば、氏名、住所、年齢があれば十分で、生年月日を提供する必要性があるのかどうかということだ。なぜそういうかということ、個人情報の中で唯一、生まれてから死ぬまで不変の情報が生年月日だけだからだ。そのため、例えば、ネット上や金融機関で認証に使うとか、我々は生年月日をおろそかに扱っているが、実は大変重要な個人情報だと認識しているので、生年月日を安易に提供することは慎重であるべきだと思って聞いた。</p>
地域福祉課	<p>年齢と生年月日で分けた理由については、各地区で様々な事業をするとき</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
安尾委員	<p>に、一定4月1日という基準日で年齢を出したりする。今回65歳以上ということにしているが、地域によっては、お年寄りがたくさんいるので、72歳からにしたいということで、72歳以上の人の名簿が欲しいというような事例もあるため、社会福祉協議会としては、生年月日も可能であれば情報としていただきたいということで、今回加えた。</p> <p>私の目から見たら、6か月違いとか、1歳違いというのは、活動上大きな要因にはならないと思う。個人情報のすべてに言えることだが、必要最小限のものを提供する、共有するのが本来の趣旨であるから、本当にこれがなかったらこの活動ができないのか、というところが疑問である。</p>
地域福祉課	はい。
安尾委員	受け取った側はいかようにも使えるから便利だ。でも、便利だからといって提供していいものではないと思う。
地域福祉課	了解した。
岡田会長	了解したというのは、提供する個人情報の項目から生年月日を省くというふうに理解してよろしいか。
地域福祉課	今回、社会福祉協議会の方と調整しながら諮問しているところだが、社会福祉協議会にどういう形で提供するか、審議会の意見として、生年月日を省くよう提言があったと調整できたと思う。
岡田会長	外部提供については、審議会に意見を聴いた上で外部提供するということになる。審議の対象となる項目について、どうなるか分からないという形で審議会は答申することはできない。この点はきちんと返答いただきたい。
地域福祉課	了解した。では、年齢のみで社会福祉協議会と調整したいと思う。
岡田会長	<p>それでは、氏名、住所、年齢について情報を提供することについて、諮問を受けたいと思う。</p> <p>また、担当課が説明しているように、社会福祉協議会との話し合いの中で、生年月日が必要になるとなれば、別途、生年月日を加えることにしたいが、加えてよいかという諮問をしてほしい。今回は、氏名、住所、年齢だけが提供する個人情報の項目として我々は諮問を受けたということを前提に審議することにする。よろしいか。</p>
地域福祉課	了解した。
岡田会長	安尾委員、生年月日は省くということで。
安尾委員	はい。
岡田会長	もし、入れるということになれば、別途諮問を受けることになる。本日はそのつもりでお願いしたい。
安尾委員	そういうことになると、別紙3「単身高齢者名簿の提供に関する協定書(案)」の「第3 個人情報の利用及び提供の制限」のところに、項目はどの範囲かということが明記されていないが、明記する必要はないのか。

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
地域福祉課 岡田会長	この協定書も案であり、ご意見を頂戴したので明確に書きたいと思う。生年月日を省いたので、別紙3（単身高齢者名簿の提供に関する協定書（案））の整合性については確保してほしい。
地域福祉課 森正治委員 地域福祉課	了解した。 参考のために聞きたいのだが、対象者の件数はどれくらいか。概算ではあるが、現状、茨木市内で単身高齢者の住民基本台帳は、1万2,000件程度である。
岡田会長	65歳以上の方が1万2,000人ぐらいいるのか。
地域福祉課	65歳以上で単身という住民基本台帳が1万2,000件程度である。
岡田会長	すごい数だ。
城谷委員	地区福祉委員について、敬老の会等色々あるので、生年月日を外したら難しいのではないかと。
地域福祉課	敬老会については、詳しい年代などわからないが、おおむね50年近く前から、市から依頼をして実施している。したがって、対象となる名簿については、その当時から市から社会福祉協議会に提供している。
城谷委員	もう1件、民生委員も情報は手に入るようになっていないのか。
地域福祉課	民生委員に対しても、単身高齢者の名簿は渡している。従前、審議会の審議を経て提供しているものだ。
城谷委員	了解した。
今枝委員	2点ある。利用目的のところだが、利用目的を確たるものにすることが非常に重要だが、そこが曖昧になっていると思う。「単身高齢者名簿の提供に関する協定書（案）」第3第1項で「第2に定める事項以外の目的に利用してはならない。」となっているが、第2を見ると、表題が「（名簿情報の活用）」であり、結構広がっている。一方、社会福祉協議会が何をするのかというと、別紙6の社会福祉法の第109条第1項第1号から第4号までと結構広がっている。これが全部なのかどうか不明確かと思う。その絡みでいうと、別紙5「名簿の取扱要領（案）」の各内部組織に守ってもらうことだと思うが、2(3)で利用目的として「地区福祉委員会が行う事業以外の目的での使用はしないこと。」となっていて、統一がとれていない気がする。地区福祉委員会が行う行事に関して、別紙2（名簿を使用する地区名と事業内容（令和3年度実施案））の事業のみであればこの事業のみという形で、きちんと何に使うのかという、利用目的を明確化する必要があると思う。それが1点。また、別紙2の各地区の事業内容を見ると、多くは問題ないと思うが、3番玉櫛地区に「民生委員さんへ実態確認依頼」というのが入っている。同じような名簿が、別のルートで共有されているのならいいが、そこの取扱いはどうなっているのか。31番西河原地区は「社協事業・包括事業の説明」ということでもかなり広い事業になっている。地区福祉委員会は社会福祉協議会の内部組織なので、茨木

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
<p>岡田会長 地域福祉課</p>	<p>市の社会福祉協議会の一部であり、茨木市の提出先がイコール地区福祉委員会にもなると思う。地区福祉委員会の管理を茨木市の社会福祉協議会のみにならせては、何かあったときに茨木市の責任になると思うので、どの事業に、というのは市の事前承諾で、市役所においてもきちんと管理するというをもう少し徹底した方がよいのではと思う、不安要素があるので。関連して、集まらない高齢者への呼びかけということもあって、その方を訪問した際に「どこから私の情報を入手したのか」と驚く可能性がある。その時に地区福祉委員会がきちんと説明してもらわないといけないと思う。その辺りは適法かどうかというよりも、地域の方に安心してもらうために手だてをしてもらえたらと思う。</p> <p>今の意見について、担当課は。</p> <p>利用目的が不明確ということだが、別紙2（名簿を使用する地区名と事業内容（令和3年度実施案））で表になっている事業について、ご指摘のとおり利用目的を明確にした上で提供ができたかと考えている。同じような答えになるが、あらかじめ社会福祉協議会が各地区でどのような事業を行うのか取りまとめてもらい、その事業に対して提供することも明確にしたい。また、協定書の中にも、社会福祉協議会が参加出来ない方への説明を担保できるような文言を加えたいと思う。</p>
<p>岡田会長 城谷委員</p>	<p>了解した。願います。</p> <p>関連して、先ほどの説明で社会福祉協議会事務局から各地区福祉委員会へと提供されるということだが、情報を希望される方は、別に誰でもいいということになるのか。地区福祉委員はかなり人数が多いので。</p>
<p>地域福祉課 城谷委員</p>	<p>はい。</p> <p>誰がどんな形で保管するのかわからないが、拡散していく可能性があると思うので、誰がどんな風に希望したら出るのか、どんな形で社会福祉協議会事務局が了承するのか、説明してもらえればと思う。</p>
<p>地域福祉課 森隆知委員</p>	<p>地区福祉委員のリストを作成するというので、城谷委員が指摘されたように、高齢者が多くいる地域もあるため、限定的な方向性で、協定書の内容について考えていきたい。</p> <p>非常に原始的な質問かもしれないが、例えば、別紙2の1番中条地区で「ふれあいの集い」があったときに、「こういう催しがありますよ」って案内をするときに使うと理解したのだが、今回の名簿の対象は単身高齢者ということだが、单身以外の高齢者の方にも案内はするのか。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>地域によってやり方は違うが、単身高齢者を特定した形で集まって、食事会をするところが多い。ただ、「ふれあいの給食サロン」ということで、高齢者夫婦を招待されるところもあるので、地域ごとに、名簿があるならば、なかなか参加してくれない人もいる中で効率的に単身高齢者に案内状を送付しようという形になると思う。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森隆知委員	そうすると、今回、諮問が認められることになると、単身高齢者の方の住所が入手できるわけだが、単身高齢者以外の住所は入手できないことになると思う。
地域福祉課	はい。
森隆知委員	その場合は、どのような案内をするのか。
地域福祉課	地域の中で、例えば夫婦であれば、基本的にそれなりに助け合いながら生きている。65歳以上が茨木市に7万人いる現状で、その人たちすべてに対してこういう事業をするというのはなかなか難しいので、リスクの高い単身高齢者の事業をまずはやっという考えである。
森隆知委員	了解した。
森正治委員	諮問参考資料「4 個人情報保護のための安全対策」(1)エだが、後半に「不要になれば速やかにシュレッダーで廃棄するよう徹底させる。」と。オでも「事業終了後又は年度末に、回収し、シュレッダーで廃棄する。また、外部記憶媒体は市に必ず返却する。」となっているが、これは誰がシュレッダーするのか。どちらも事務局で、シュレッダーで破棄するのか。
地域福祉課	基本的にそう考えている。(諮問参考資料の)4(1)は、社会福祉協議会事務局の安全対策と考えている。基本的にここでシュレッダーをかけるのは、社会福祉協議会事務局になる。年度末前に地区福祉委員会でも不要になった場合、あるいは事業が終了したというときは、事務局に返却してもらい、その後事務局がシュレッダーするという考えだ。
森正治委員	監査的な観点だが、必ずシュレッダーしてあるというのは、どのようにして証明するのか。
地域福祉課	そこまではまだ。どのような方法があるのか考えたいと思う。
森正治委員	時を経ていい加減になることがままあるので、きちんと確認なり、チェックなりということをしていただく方がいいと思う。
地域福祉課	了解した。
森正治委員	同じことが、外部記憶媒体の返却についても、どこにいつ、返ってきたのか、明確に管理をしてほしいと思う。
地域福祉課	了解した。
安尾委員	現実的な話をすれば、地区ごとに名簿を渡して、地区の中で「あなた、ここを見回ってください。」と名簿のコピーを渡すときに、誰に名簿のどの箇所をコピーして渡したということと、シュレッダーにかける前に返却される際に、確かに返却されたという突合をしてからシュレッダーにかけるという手続が、本当は必要だ。そこまでイメージできているのか、あるいは、それを地区ごとに周知徹底できるのか。かなり高度な、難儀な話だと思う。
地域福祉課	基本的には地域の方でも、複製は駄目だとする予定をしている。今、指摘があったような事例があれば、個人情報特定できない形で、例えば住宅

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	地図に印を入れて、回っていただくなどの形で、実際の個人情報特定されるような形での複製は、基本的に禁止する予定にしている。
地域福祉課	現場の作業性からいうと、おそらく何名かの世話役の方がいて、割り振りをすると。私もそうだが、なかなか覚えきれものではない。コピーが要らなくても、各自でメモを取って、そのメモが残ってしまうとか。それが現実だ。全員に周知徹底できる方法を考えた方が現実的だと思う。
岡田会長	了解した。名簿の取扱要領の中に、どういう形で入れられるのか考えたい。
地域福祉課	担当課が退出する前に、確認しておきたいことがある。
岡田会長	名簿の取扱要領(案)の「2 名簿管理・使用の注意点」(3)で、「地区福祉委員会が行う事業以外の目的での使用はしないこと。」となっている。また、別紙2(名簿を使用する地区名と事業内容(令和3年度実施案))で、令和3年度事業として、「ふれあいの集い」とか「食事会」という事業が挙げられている。これを先ほどの別紙5と連動して見てみると、地区福祉委員会が行う事業以外の目的で名簿を使用してはいけないから、食事会等を開くために名簿を使っているが、見回りをすることは、別紙5(名簿の取扱要領(案))の2(3)と現実に地区福祉委員会が行う事業との間に食い違いは生じないか。地区福祉委員会が行う事業の目的以外に使ってはいけないとなっていて、地区福祉委員会が行う事業は食事会となっているから、食事会のために名簿を使用するのは整合するが、食事会とは別途見回り等をするのに名簿を使うことは矛盾しないのか。
地域福祉課	地区福祉委員会の事業ということで諮問しているので、会長からご指摘があったように、食事会等への案内状のみに使用するという形で。
岡田会長	確認するが、地区福祉委員会は、事業として見守りをやるのか。別紙には書いてないが、食事会とは別に、単身高齢者に対するケアとして、委員が見守り活動をするというのは、この事業の中に含まれているのか。
地域福祉課	例えば、別紙2の23番葦原地区だが、単身高齢者向けの見守り訪問という形で事業を実施しているところもある。
岡田会長	見守り訪問をする地区委員会が自分の行う事業のために、名簿を使うのは矛盾しない。見守り訪問を事業として挙げてないところでも見守り訪問をすることは、事業の中に見守り訪問が抜けているが、見守り訪問も実施するのかどうかというのが質問の趣旨だった。担当課からの返答として、見守り訪問もあるというのは、私としては理解に苦しむ。そうすると、中条地区が年1回「ふれあいの集い」を行うと当該事業を挙げているのは、例示的に挙げているだけで、見守り活動も含まれるというふうに理解しているのか。
地域福祉課	別紙2は令和3年度の実施である。現状、コロナ禍で、まだ事業がほとんどできていない。今後、コロナ禍明けに、どういう事業において名簿を使

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	用するのか、各地区に尋ねたところである。したがって、会長のご指摘のように、見守りという形で、様々な事業、訪問も含めてあると思う。 別紙2(名簿を使用する地区名と事業内容(令和3年度実施案))の事業内容の中に見守り事業が入ったら、当然ながら、見守りのために名簿を使うことについて、協定書と別紙2との間に整合性が保てるということか。
地域福祉課	はい。
岡田会長	ところで、単身高齢者名簿は、民生委員に渡しているのか。
地域福祉課	民生委員にも渡している。
岡田会長	渡すことについては、当審議会に諮問して了承を得たということか。
地域福祉課	はい。
岡田会長	ところで、社会福祉協議会に対して、あるいは地区福祉委員会にも、以後協議会と統一して呼ぶが、協議会に名簿を渡すことについて諮問を受けているが、当該、名簿を作成するということは目的外利用にならないのか。協議会に名簿を渡すに当たって、65歳以上の単身高齢者の名簿を作成するから、とって、住民から情報を集めて名簿を作成したのか。
地域福祉課	今回の名簿のことか。
岡田会長	はい。
地域福祉課	住民基本台帳から抽出して。
岡田会長	住民基本台帳法上、65歳以上の単身高齢者をあぶり出して、住民福祉の発展のために社会福祉協議会に渡すということが、情報収集の目的に合致していると考えているわけか。
地域福祉課	住民基本台帳上には、住民の福祉、地域福祉の向上というところまで、おそらく記載されていないと思うが。
岡田会長	ということは、担当課は、住民基本台帳法上の情報を協議会に渡すために65歳以上の単身高齢者名簿を作成するという作業が、外部提供の前にあるわけか。
地域福祉課	そのとおりである。
岡田会長	それは、目的外利用にならないか。だから、手続としては、まず当審議会に対して、住民基本台帳上の個人情報の中から65歳以上の単身高齢者名簿を作成したいという目的外利用についての諮問を行って、作成していいとなった後に、今回の諮問のように、外部に住民の見守りを依頼することになって外部提供の諮問をするという、手続上の順序があると私は思う。あえて、65歳以上の単身高齢者の名簿を作成して、それを外部提供するときには諮問して、作成段階で諮問しなかった趣旨は、何なのか。
事務局	今回の名簿は、通常事務で使用しているものではなく、渡すために住民基本台帳から抽出し、作成するものになる。事務として、日常的に担当課で使用しているものではない。
岡田会長	今度作成するというのなら、住民基本台帳上の情報を社会福祉協議会に渡

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>事務局 岡田会長 事務局 岡田会長</p>	<p>すための名簿として作成することについては、目的外利用の諮問をしないといけないのではないかと。 事務局でも悩んだのだが。まず、市民課が情報は持っている。 市民課は65歳以上の単身高齢者という、一律の名簿を持っているのか。 いえ、住民基本台帳の事務を担当しているところだ。 住民基本台帳から、その名簿を作成するわけだ。その住民基本台帳に載っている情報から、65歳以上の単身高齢者の名簿を作成するということが目的外利用にならないかということを知っている。目的外利用にならないと考えているのか。</p>
<p>事務局 岡田会長</p>	<p>目的外利用かつ外部提供なので。 目的外利用かつ外部提供ではなくて、外部提供についてはまた別にすればいい。まず、目的外利用になっているかどうかという検討を、担当課は行ったのか。社会福祉協議会に対して渡すということについて、住民基本台帳から65歳以上の単身高齢者の一律の名簿をゼロから作成するということは、情報を収集した目的以外の目的で利用しているといえぬ。もう一度、初めからやればいいのか。住民基本台帳とは別途、茨木市がこれをするために65歳以上の単身高齢者の名簿を作成したい、ご協力願いたいと言って作成すればいい。それをせずに、住民基本台帳から簡単に作成したということは、これは目的外利用以外の何物でもないと思ふ。担当課、どう思うか。まず、その諮問があつてしかるべきだと思ふ。社会福祉協議会に、見守りや福祉事業を発展させるために必要となる名簿を、住民基本台帳から65歳以上の単身高齢者の名簿を作成したい。については、目的外利用の問題が発生するので、目的外利用になるのかどうか。もしなるとしたら、特例でも審議会の了承を得て実施機関の了承で作成することにすると。そういう手続を踏んでから、出来上がったものを社会福祉協議会に渡すか。社会福祉協議会に渡すのは、外部提供になるから、外部提供してもよいかという諮問になる。今枝委員、いかがか。</p>
<p>今枝委員 岡田会長 森隆知委員 岡田会長</p>	<p>そのとおりだと思ふ。 森委員、どう思うか。 私もそう思う。 担当課に聞きたいのだが、住民基本台帳から、65歳以上の単身高齢者の名簿を作成するというのは、他の市町では、一般的に目的外利用の問題を抜きにして、作成している自治体はあるのか。</p>
<p>地域福祉課 岡田会長</p>	<p>住民基本台帳上云々というところまでは把握していないが、65歳以上の名簿を作成したり、単身高齢者名簿を作成したりということは、多くの自治体で行っているようだ。 住民基本台帳上から、社会福祉協議会に外部提供するという趣旨で単身高齢者名簿を作成している市町はあるのか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
地域福祉課	調べられていない。
岡田会長	高槻市はどうなっているか。
地域福祉課	把握していない。
岡田会長	私は高槻市に聞いた。
地域福祉課	はい。
岡田会長	高槻市では、住民基本台帳から65歳以上の単身高齢者名簿を作成するか、それを社会福祉協議会に渡すということはしていないし、社会福祉協議会からも地区福祉委員会からも、そういう要請はないということを確認した。
地域福祉課	はい。
岡田会長	慎重に事を運ばないといけないと思う。私は法的な問題についてしか発言しないが、他の委員は、個人情報保護という観点から、個人情報が、つまりこの名簿が悪用される危険性等から、色々と質問をし、提言しているわけだ。 コロナの時代に、地区委員といっても小学校区のボランティアの方であって、単身高齢者のところへ出かけていくことを軽々に勧めるのか。前々からの関係性を踏まえて見守りをするのが本来であって、全然知らない人に名簿が渡されて、見守りをするのが果たして福祉の趣旨、本筋として、合うのか。このコロナ禍の時期に見守りを率先して行う、ましてあえて行きたくない人、引きこもっている人を連れ出して参加させる会食なんて、福祉の美名の下に無理に呼び寄せることにならないか。担当課は何を意図しているのか。
地域福祉課	食事会等については、現状、コロナ禍のためできていない。地区福祉委員会の活動もほぼストップしたままである。その間、先ほど説明したように孤立している単身の高齢者がいるということで、やはり一定コロナの波が収まった時点で、事業開始かと考えている。なので、今緊急事態宣言の中で、いきなり食事会を開催するというものではない。少し波が収まってから、とはいえ時期もなかなか読めない。そのため、基本的には今、この状況の下で食事会を開催してというものではない。
岡田会長	私は、ボランティアの地区福祉委員のところこの名簿が渡るということに非常におそれを感じている。この名簿を渡すことによって確保される事務というか、仕事内容、仕事の効果というのは、この名簿なくしてはできないことなのかと思う。名簿が漏えいすることによる危険を考慮に入れると、名簿から単身高齢者が分かりやすいというだけのことで、名簿を利用させていいのか。もっと地区委員の方で、引きこもりの老人等を自分たちで見つけ出して引きこもりから解放しようという、それが福祉活動であって、名簿をもらって電話をかけて集まりなさいよ、では安易すぎないか。おそらくふれあい活動をやるなら、担当者を決めて、訪問して、何か心配

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
地域福祉課	<p>事がないか等の活動をするのであろうが、本件名簿なくしてこれを行う分には、私は大賛成だが、単身高齢者の名簿、個人情報の詰まったものを、地区委員に渡していいのかという危惧を非常に持っている。単に杞憂でしかないのであればそう言ってほしい。</p>
岡田会長	<p>ボランティアの方に名簿を渡すことについて、全くリスクがないと思っているわけではない。だからこそ、社会福祉協議会に対しても、また社会福祉協議会から各地区福祉委員会、地区福祉委員に対しても、個人情報の保護の重要性を認識してもらい、その管理の方法を決めて、会長のご指摘にあったことを担保していこうと思っている。</p>
安尾委員	<p>もし提供することになれば、他の委員からもそういった点について十分配慮した上で外部提供するようにと附帯意見がつくと思う。実務上外部提供することになれば、慎重に行っていただきたい。他に何かないか。</p> <p>私が感じるのはこの別紙2（名簿を使用する地区名と事業内容（令和3年度実施案））がそもそもの間違いの下で、別紙2の中で本当に必要なのは、地区名であって、右側は今回の諮問にほとんど関係ない部分だと思う。ここの事業内容そのものは直接的に今回の諮問に関係ない。例えばある地区では、戸建の家は自治会に加入している率も結構高いが、マンションなどは結構低いところがあって、全市で60数パーセントしか入っていない。マンションにお住いの高齢単身者の中には、自治会の役員が順番で回ってくるから、やりたくないから脱会すると。そういうところには自治会の回覧も回らない。こういう活動の中でそういう人を見落としがちになりやしないかと。戸建のところは比較的「あのおばあさん、ひとりだよ。」っていうのは分かる。そういうところを重点的に、何か手だてを打っていくため、明確に現場として行動しているのであれば非常に意義のあることだ。そこをもう少し浮き彫りにした方がいいのではないかと。</p>
岡田会長	<p>安尾委員がおっしゃることを高く評価する。問題は、担当課が考えるような社会福祉活動をそういう人たちにを行うときの、どうしても名簿が要るかという、名簿の必然性だ。あったら便利だというのは分かるが。漏えいしたとき、あるいはそんなことを知られたくない人もいる。</p> <p>単身高齢者というのは、ある意味元気だ、すべて自立して生活しているので。自分で食事ができなくなったときに初めて生活保護を始めとする保護や介護を受けたりするので、単身高齢者は即、引きこもりで孤独死だというふうに短絡的に考えて、この名簿を渡して見回りしなければいけないと喫緊の問題のように担当課は書いていたが、喫緊の問題ではないと思う。</p>
浦野委員	<p>今までの説明を聞いて、福祉委員と民生委員の違いとは。一人住まいの方を訪問するというのは、私的には、民生委員の仕事かなと思う。それとこういう活動をしているということは、福祉委員会にもある程度名簿はあるのではないかとと思う。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	<p>民生委員は、ご存じかと思うが、民生委員法に規定された特別職の非常勤の地方公務員になっている。厚生労働大臣と大阪府知事から委嘱状が出ており、民生委員法に基づき、地域住民の相談に応じて、地域の実態を把握すると法的な位置付けがなされている方々だ。地区福祉委員については、先ほどから説明しているように、基本ボランティアだ。社会福祉協議会の中の地域支部のような形で、様々な地区福祉活動を行う住民団体になっている。ただ、現状を考えると地区福祉委員と民生委員を兼ねている方もそれなりにいるとは聞いている。</p> <p>加えて、様々な活動を行っているので、自分たちがこれまで行ってきた活動の蓄積の中で、一定の情報は持っているようだ。</p>
浦野委員 地域福祉課	<p>民生委員は、有償ということか。</p> <p>有償というか、活動費が出ているが、基本的には実費弁償である。無償の地方公務員という形になっている。</p>
城谷委員	<p>私、民生委員の推薦委員会の委員長をしているのだが、社会福祉協議会と両方を見ているという状況の中で、民生委員もやはり名簿がないと前に進まない。担当課から説明があったが、民生委員は大臣、知事の委嘱状をもらっており、人数も限られている中での責任のある職だと思う。福祉委員は皆さんボランティアで行っている。ただ、地域では重複しているのが現状だ。福祉委員も名簿というか、情報を知りたいだろうと思うが、人数が多いことと、誰でもなれるという状況なので、よほど管理体制というか、誰が請求するかということに責任を持たさないといけないと、情報が次々と複製され拡散していく。行事があったら、名簿を持って「ちょっと訪問してみてもいい」というような話にもなるだろうし、それは防げないだろうから、しっかり管理しないといけないと感じる。名簿を取り扱う管理者がしっかりしないと、情報が拡散していきだろうと思う。ただ、民生委員も福祉委員も名簿は欲しいだろう。福祉委員は交代していくのと、誰でもなれるというのでその辺りが心配だ。</p>
今枝委員	<p>民生委員は府等からの委嘱ということで、情報秘匿、口外禁止や、何らかの罰則等の措置があるのではないかと思います。他方で、社協、あるいは地区福祉委員にはそのような制限がないので、管理体制によっては単身高齢者名簿が漏えいしてしまい、それが結果的に特殊詐欺の手に渡れば一網打尽という形になってしまうという中、管理体制の徹底が難しい。本当にやるのであれば、おひとりだけで、その方から誓約書を出す。それでも罰則もないという形であるため管理体制の徹底はできないかと思う。あるいは、茨木市の社協がしっかりしているのであれば、そこへだけ名簿を渡して、地域の方には閲覧のみしてもらおうとか。</p> <p>岡田会長からも指摘があったが、今回の諮問に至ったきっかけがあったのか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
地域福祉課	<p>コロナ禍で特に孤立が深まっていることが喫緊の課題かと。実情を申し上げますと、福祉委員も高齢の方が多い。これまで様々なイベントをするに当たり、昔であれば、足で稼いで、あるいは民生委員との協力の中で、どこにどんな人が住んでいるか確認できていたのかと思う。ただし、現状、社会福祉協会から聞くと、民生委員もだが、福祉委員もなり手が少なくなってきたいて、足で稼いで自らの地域を発掘して、要援護者と呼ばれる方を見つけていくのがだんだん難しくなってきたと聞いている。地域福祉課として、地域の中で見守っていく体制が必要ではないかと考え、今回このような諮問をした。</p>
岡田会長	<p>担当課の趣旨説明を聞いて、事実確認を行ったので、諮問について審議したいと思う。担当課に退室をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">＜質疑応答終了／担当課 退室＞</p>
岡田会長 森隆知委員	<p>本件議題の諮問について、どのように答申すべきか意見を賜りたい。会長が発言されたように、まず目的外利用の諮問について抜け落ちているところをどうするか。これが大きな論点だと思う。そのまま答申するのか、もう一度諮問してもらおうのかというところ。</p>
事務局	<p>事務局の整理としては、茨木市個人情報保護条例解釈運用基準は規定が古いですが、今の条例では第9条「実施機関は、保有個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない」となっている。外部提供であっても、市では事務の範囲内で外部提供することはある。例えば、生活保護で他市から転入された方、他市へ転出される方への引継ぎなど、そういった目的内での外部提供は、ここでいう外部提供に当たらないと見ており、目的外で外部提供するのを外部提供と認識しているので、今回担当課ではその情報を使って何かをするわけではなく、担当課を経由する形で住基情報を吸い上げて、担当課経由で社会福祉協議会に提供すると。当然、住基の目的外ではあるが、そこも目的外での提供が外部提供と認識しているので、今回外部提供という形で諮問した。</p>
岡田会長	<p>ひとつ問題になるのは、個人情報の外部提供について、それは情報の提供か。</p>
事務局	<p>そうだ。</p>
岡田会長	<p>私はそう思わない。こういう情報が欲しいと言ってきたときに、A、B、Cの記録資料から求められた情報に係る文書を作成して、これを提供することは条例上の外部提供にはならない。だから事務局の解釈は、端的にいうと、私には理解できない。</p>
事務局	<p>一旦作成した名簿を提供することが、外部提供に当たるということか。</p>
岡田会長	<p>そうである。だから、住民基本台帳で集めた資料を65歳以上の単身の人たちへの見守りに使用したいから見せてほしいというなら、住民基本台帳の</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>関係のないところを黒塗りして渡すのは外部提供だが、行政が住民基本台帳から特定の情報を集めてひとつの記録として作った文書を出すというのは、実施機関が住民基本台帳を目的外利用した上での外部提供となる。</p> <p>住基の情報を基に作成すべく65歳以上の単身高齢者名簿を作成するという目的外利用の審議をして、その後、目的外利用で作った名簿を外部提供として出すことへの手続が必要になるということか。</p>
岡田会長	<p>目的外利用を経由しなければ、素の文書を渡すということになる。素の文書からの情報を使用した記録文書を作成して渡すというのは、目的外利用の許しが必要だ。私たちの職責からいえば、諮問を受けて答申することになる。そこが実務上、非常に曖昧だったと思う。なので、今回の案件の様に、小学校区毎にボランティアとして地区福祉委員になった方の下に茨木市の単身高齢者名簿がいくことについては、いくらきちんと管理するといわれても、しっかり考えないといけないと岡田は思う。民生委員はまだいいが。もし、担当課で今、懸念している行政を推し進めていきたいというのなら、例えば、民生委員の統括の下において、見回り等の行政を推し進めていくと。誰を対象として見守っていけばいいのか、民生委員と相談するといった実務上の運営の方法をとっていけばいいと思うが、社会福祉協議会の地区委員にも名簿を直接渡すことには、抵抗を感じる。</p> <p>今回の件について、コロナ禍のこの状況において、茨木市が率先して行うことには抵抗を感じている。</p> <p>やるというのなら、コロナ等も考えて、十分吟味して慎重に慎重を期して行ってほしい。市長の方で「もう少し、待ってみようか。」ということになるかもしれない。</p>
事務局	<p>民生委員にはやはり守秘義務もある中で、地区福祉委員会については、ボランティアということで特に守秘義務が課せられていないという現状があるので、安尾委員の指摘があったが、その名簿を使用して具体的にこのような見守りをしますというレベルで諮問しているのだが、会長が指摘されたように時期尚早というのであれば、もう少し具体的に、名簿を使用して、どんな人物がどんな方法で働きかけて、孤立を防ぐのかというところまできちんと整理をした形で、諮問した方がいいということによろしいか。</p>
岡田会長 浦野委員	<p>私はそれでいいと思うが、他の委員の意見も。</p> <p>地区福祉委員って地域に何名かいると思うが、私の地域では委員が既に住民の情報をある程度掴んでいる。だから、あえて名簿まで作成する必要があるのかと個人的には思うし、知らないところで名簿があちこちに渡っているのは嫌だと思う。福祉委員と地域住民は割と密着していると思うので、その辺りの情報は、名簿がなくても地区委員は認識されていると思う。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	いわゆる特殊詐欺においてこの名簿は格好のエサではないかという話が出たと思うが、それだけに受け取った側がどれだけの意識を持って、きちんとするのかということが大事なことで、その辺りを考えるとかなり慎重に行うのが、今の時点では大切ではないかと。もちろんコロナのこともあるのでと、私は思う。
今枝委員	やはり個人の権利を不当に害するおそれがないか、それを上回る必要性があるかどうかというところの説明や情報収集不足だと思う。岡田会長が確認されていた他市の状況もどうなのかと。同じような目的を達するために違う手段をとられている、あるいは同じような手段をとっている場合にどのような安全管理措置をしている等、その辺りの情報を踏まえてもう一度諮問するのであれば、そうした方がいいかと思う。
安尾委員	同じような意見になるが、その名簿情報はどういう行動を引き起こすものなのかというディテールがない。どちらかというところ、地区福祉委員会の事業への参加呼びかけのようなものが頭にあるため、資料にも事業がたくさん出てくる。本当は、こういう見守りをしたいから、こういう情報が欲しいと、もっと具体的にイメージしてから、やるべきかと思う。
岡田会長	それでは、今回の諮問について、公益上の必要、その他当該保有個人情報利用又は提供することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがない場合には外部提供できるのだが、審議会の視座として、それを判断する資料が十分でないため、諮問については保留をするという形でどうか。そして、担当課、実施機関の方で他の市町では行っているか、いないか、行っている場合はこのような点で配慮をしていると。必要性など十分検討した上で、もう一度、外部提供の可否についての諮問をしてほしいという形ではよろしいか。
各委員	<異議なし>
岡田会長	特に異議がないようなので、本日の会議の結論としては、諮問に対する答申をするに当たり、十分な資料が提供されていないので、今回は保留として、改めて十分な資料を添えて再諮問されたいという形でよろしいか。文責は、森委員にお願いしてよろしいか。事務局、答申案については、森委員と相談し、他の委員にも意見を聞いて答申案を今の形でまとめてほしい。
事務局	了解した。
城谷委員	ひとつだけ、情報をどこできちんと管理できるのか、はっきりしなければいけないという気持ちを付け加えたいと思う。
岡田会長	それでは、態度保留という形で審議を終了する。
	議題(2)【その他】

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>岡田会長 事務局</p> <p>岡田会長</p>	<p>議題(2)「その他」について、事務局から、何かあるか。 現在、予定されている諮問案件はない。また、案件が出次第、次回の審議会を開催させていただきたいと考える。事務局からは以上である。</p> <p>本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>